

## 保険法の現代化に関する検討事項（3）

### 第4 損害保険契約に固有の事項

#### 1 損害保険契約に共通の事項

##### (1) 被保険利益

損害保険契約は、金銭に見積もることができる利益に限り、その目的とすることができるものとする。どうか。

（参考・現行条文）

商法第630条 保険契約ハ金銭ニ見積ルコトヲ得ヘキ利益ニ限り之ヲ以テ其目的ト為スコトヲ得

（補足） 本文は、商法第630条の規律を現代語化したものである。

##### (2) 委任を受けていない第三者のためにする損害保険契約

第三者のためにする損害保険契約において被保険者から委任を受けていない旨を告げなかった場合の効力に関する商法第648条前段の規律を削除するものとする。どうか。

（参考・現行条文）

商法第648条 保険契約者カ委任ヲ受ケスシテ他人ノ為メニ契約ヲ為シタル場合ニ於テ其旨ヲ保険者ニ告ケサルトキハ其契約ハ無効トス若シ之ヲ告ケタルトキハ被保険者ハ当然其契約ノ利益ヲ享受ス

（補足） 商法第648条前段は、保険契約者が被保険者から委任を受けないで保険契約を締結した場合において、保険契約者が保険者に対して委任を受けていない旨を告げなかったときは、当該契約を無効とする旨を規定しているが、この規律には合理性がないといわれており、かつ、実務上も委任を受けたものかどうか問われていない（委任を受けていないこと又はこれを告げなかったことから直ちに無効とはしない）のが通例であるといわれていること等にかんがみ、本文では、この規律を設けないことを提案するものである。

##### (3) 保険金額が保険価額を超える場合の規律

（参考・現行条文）

商法第631条 保険金額が保険契約の目的の価額を超過したるときは、其の超過したる部分に付ては保険契約は無効とす

第632条 同一の目的に付て同時多数の保険契約を為したる場合に於て、其の保険金額が保険価額を超過したるときは、各保険者の負担額を其の各自の保険金額の割合に依りて之を定む

多数の保険契約の日附が同一ナルときは、其の契約を同時に為したるものと推定す

第633条 相次て多数の保険契約を為したるときは、前ノ保険者先ツ損害を負担シ、若シ其負担額が損害の全部を填補スルに足ラサルときは、後ノ保険者之ヲ負担ス

第634条 保険価額の全部を保険に付したる後ト雖モ左ノ場合に限り更に保険契約を為スコトヲ得

- 一 前ノ保険者ニ対スル権利ヲ後ノ保険者ニ譲渡スコトヲ約シタルトキ
- 二 前ノ保険者ニ対スル権利ノ全部又ハ一部ヲ抛棄スヘキコトヲ後ノ保険者ニ約シタルトキ
- 三 前ノ保険者カ損害ノ填補ヲ為ササルコトヲ条件トシタルトキ

第635条 同時ニ又ハ相次て多数の保険契約を為したる場合に於て、保険者ノ一人ニ対スル権利ノ抛棄ハ他ノ保険者ノ権利義務ニ影響ヲ及ボサス

第637条 保険価額が保険期間中著シク減少したるときは、保険契約者ハ保険者ニ対シテ、保険金額及ヒ保険料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得、但シ保険料ノ減額ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

## ア 保険契約の効力並びに保険金額及び保険料の調整

次の(ア)又は(イ)に掲げる場合において、保険金額又は各保険金額の合計額を当該保険価額まで減額すれば、保険料又は各保険料の合計額も減額することとなるときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとする。どうか。

(ア) 一の損害保険契約における保険金額が保険価額を超えている場合

(イ) 同一の目的物につき保険事故及び被保険利益の全部又は一部を共通にする二以上の損害保険契約が締結された場合において、各保険金額の合計額が保険価額を超えているとき

(補足) 商法は、第631条が定める超過保険の規律や第632条から第635条までが定める重複保険の規律にあらわれているように、保険契約の締結時に保険価額を超える保険金額が定められた場合には、当該部分について保険契約を無効とすることとし、他方で、第637条の規律にあるように、保険契約の締結後に目的物の値下がり等で保険金額が保険価額を超えることとなった場合には、保険契約を後発的に無効とするのではなく、保険金額及び保険

料の減額で規律することとしている。本文は、この当然無効という規律について古くから立法論的な批判がされていることを踏まえるとともに、規律に整合性をもたせる見地から、以上のすべての場合に通じる規律として、保険価額を超過する保険金額の部分を無効としないことを前提にして、保険契約者による保険金額及び保険料の減額請求を認めることを提案するものである。

- (注) 1 本文の(イ)の場合に関して、保険契約者は、一又は二以上の保険契約を将来に向かって解除することができる旨の規定を設けることについて、保険契約者による任意解除(保険法部会資料3第3の4(1)参照)との関係で、どのように考えるか。
- 2 保険契約の締結時に保険金額を保険価額に満たない金額とした場合において、その後に保険価額が減少したものの、保険金額は保険価額を超えず、単に付保の割合が締結時と比較して変更されるにとどまるときについては、本文と同様の規律を設けないものとする。どうか。
- 3 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

## イ 重複保険における保険者のてん補責任

アの(イ)に掲げる場合には、保険者は、被保険者に対し、各自が連帯して保険金を支払う責任を負うものとする。どうか。

(補足) 本文は、重複保険状態にある場合に関する規律として、上記アの(補足)記載のとおりすべての保険契約が有効であることを前提とした上で、被保険者は、任意に選択する保険契約に基づき、損害のてん補を請求することができるものとする(いわゆる独立責任額連帯主義の採用)を提案するものである。これに対し、いわゆる独立責任額按分主義(各保険者は、被保険者に対し、その責任額の割合に応じて損害てん補義務を負い、各保険者間に求償関係を生じないとする考え方をいう。)を法律上採用すべきであるとの考え方もあるが、保険者による保険料全額の取得を合理的に根拠付けることが困難であるように考えられる。

(注) 1 本文の規律と併せて、各保険者間の内部負担割合、求償等に関し、以下のからまでの規律を設けるものとする。どうか。

各保険者の負担部分は、すべての保険者の責任額の合計額に対する当該各保険者の責任額の割合によって定めるものとする。

本文の規律により自らの負担部分を超える額をてん補した保険者は、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償することができるものとする。

被保険者が一の保険契約に基づく保険金請求権を放棄したときは、他の保険者は、損害の額から当該放棄を受けた保険者の負担部分を控除し

た額をてん補するものとする。

2 本文の規定の性質（任意規定か強行規定か）について，どのように考えるか。

（「(3) 保険金額が保険価額を超える場合の規律」関係後注）

保険者からの保険金額及び保険料の減額請求並びに保険契約の解除を認めることについて，どのように考えるか。

#### (4) 保険者の免責

保険者の免責に関する規律については，次のとおりとすることで，どうか。

保険者は，保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

保険者は，次の(ア)又は(イ)に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(ア) 戦争，内乱その他これらに準ずる変乱

(イ) 地震，噴火，津波その他これらに準ずる天災

（参考・現行条文）

商法第640条 戦争其他ノ変乱ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

第641条 保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

（補足） 本文は，現行商法が定める保険者の免責に関する規律について， の(イ)を法定の免責事由に加えるとともに，同法第641条が定める「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗」を法定の免責事由としないことを提案するものである。

（注） 本文の規定の性質（任意規定か強行規定か）について，どのように考えるか。

#### (5) 保険者の損害てん補責任

ア てん補すべき損害額の算定（いわゆる評価済保険を含む）

保険者がてん補すべき損害の額の算定に関する規律については，次のとおりとすることで，どうか。

保険者がてん補すべき損害の額は，その損害が生じた地におけるその時の価額によって定めるものとする。

にかかわらず，損害保険契約の当事者が保険価額を定めたときは，

保険者がてん補すべき損害の額は、当該保険価額によって定めるものとする。〔ただし、当該保険価額が の価額を著しく超えることを保険者が証明したときは、この限りでないものとする。〕

損害の額の算定に必要な費用は、保険者の負担とするものとする。

(参考・現行条文)

商法第638条 保険者カ填補スヘキ損害ノ額ハ其損害カ生シタル地ニ於ケル其時ノ価額ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ損害額ヲ計算スルニ必要ナル費用ハ保険者之ヲ負担ス

第639条 当事者カ保険価額ヲ定メタルトキハ保険者ハ其価額ノ著シク過当ナルコトヲ証明スルニ非サレハ其填補額ノ減少ヲ請求スルコトヲ得ス

(補足) 本文は、商法第638条及び第639条の規律を基本的に維持しようというものである。

(注) 1 本文 の「その時の価額」の意義について、どのように考えるか。

(参考)

旧商法(明治23年法律第32号)

第630条 被保険物ノ価額ハ使用ニ供スル動産ニ在テハ修繕又ハ新調ノ費用ニ依リ商品ニ在テハ損害又ハ喪失ノ生シタル時及ヒ地ニ於ケル市場代価ニ依リテ之ヲ定ム

2 本文 の〔 〕内のただし書の規律の必要性に関連し、その適用がある場合の保険料の返還について、どのように考えるか。

3 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

## イ 一部保険におけるてん補すべき損害額の算定

損害保険契約の保険金額が損害の生じた時における保険価額に満たないときは、保険者は、保険金額の保険価額に対する割合に応じて損害をてん補する責任を負うものとする。どうか。

(参考・現行条文)

商法第636条 保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ負担ハ保険金額ノ保険価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

(補足) 本文は、商法第636条の規律(いわゆる比例按分主義)を維持しようというものである。

(注) 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

## (6) 保険事故発生後の保険契約者等の義務

## ア 損害発生のお知らせ義務

保険事故の発生によって損害が生じた場合において、保険契約者又は被保険者がこれを知ったときは、保険契約者又は被保険者は、遅滞なく、保険者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。どうか。

(参考・現行条文)

商法第658条 保険者ノ負担シタル危険ノ発生ニ因リテ損害カ生シタル場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ其損害ノ生シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク保険者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

(補足) 本文は、商法第658条の規律を基本的に維持しようとするものであるが、現代の通信手段の発達にかんがみ、到達主義の原則によることとしている。

なお、通知義務違反の法律上の効果については、特段の規定は設けないこととしているため、現行法と同様に解釈論にゆだねられるが、学説上の有力な見解によれば、債務不履行として保険契約者等に損害賠償責任が生じることになる。

- (注) 1 実務上、保険契約者及び被保険者に課されるいわゆる説明義務(保険事故の調査、損害てん補責任の有無又はてん補額の確定に必要な若しくは有益と認められる事情について説明を行い、その資料を提出する義務をいう。)を法定すべきであるとの考え方があるが、どうか。
- 2 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

## イ 損害防止義務

損害防止義務に関する規律については、次のとおりとすることで、どうか。

保険事故が発生した場合には、保険契約者又は被保険者は、損害〔の発生及び拡大〕を防止しなければならないものとする。この場合において、損害〔の発生及び拡大〕の防止のために必要又は有益であった費用は、当該費用の額と損害のてん補額との合計額が保険金額を超えるときであっても、保険者の負担とするものとする。

(5)イの規定は、 の費用について適用するものとする。

(参考・現行条文)

商法第660条 被保険者ハ損害ノ防止ヲカムルコトヲ要ス但之カ為メニ必要又ハ有益ナリシ費用及ヒ填補額カ保険金額ニ超過スルトキト雖モ保険者之ヲ負担ス

第六百三十六条ノ規定八前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

(補足) 本文は、商法第660条の規律を基本的に維持しようとするものである(損害防止義務違反の法律上の効果については、特段の規定は設けないものとしているため、アの通知義務違反と同様に解釈論ということになるが、学説上の有力な見解によれば、ここでも債務不履行の一般法理で解決されることになる。)が、損害防止義務が保険事故の発生したことを前提として生じる義務であることからこれを明示するとともに、契約の本来の当事者である保険契約者も義務者であることを明らかにすることとしている。また、同条の「損害ノ防止」の意義について明確にすることも考えられることから、〔 〕において損害〔の発生及び拡大〕と記載することとしている。

(注) 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について、どのように考えるか。

(7) 損害発生後における保険の目的物の滅失

損害発生後における保険契約の目的物の滅失に関する商法第659条の規律については、明文の規定を設けないものとするので、どうか。

(参考・現行条文)

商法第659条 保険ノ目的ニ付キ保険者ノ負担スヘキ損害カ生シタルトキ  
八其後ニ至リ其目的カ保険者ノ負担セサル危険ノ発生ニ因リテ滅失シタル  
トキト雖モ保険者八其損害ヲ填補スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

(補足) 商法第659条については、保険者に保険金支払義務がいったん発生した以上、その後に当該保険契約の目的物が滅失したとしても、発生した保険金支払義務が消滅することはないという当然の理を明らかにするものにすぎないといわれているため、本文では、同条の規律を設けないものとするを提案することとしている。